

奈良県産業会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十一号

奈良県産業会館条例の一部を改正する条例

奈良県産業会館条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の2の表会議室の部中

2		3	
二、五 円	二、五 円	二、五 円	二、五 円
二、五 円	二、五 円	二、五 円	二、五 円
五、〇 円	五、〇 円	五、〇 円	五、〇 円
三、〇 円	三、〇 円	三、〇 円	三、〇 円
五、五 円	五、五 円	五、五 円	五、五 円

八、〇 円	八、〇 円
----------	----------

を

2
二、五 円
二、五 円
五、〇 円
三、〇 円
五、五 円
八、〇 円

に改

める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。